

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、放送事業者としての公共的使命を尊重する観点から、「企業理念」及び「行動指針」に示すように、「人々の幸福と豊かな文化の創造に貢献することを通じて、社会的責任を自覚し、公正かつ適切な経営を実現し、社会から信用を得て、尊敬される会社として発展していくことを目指す」ことを経営の基本姿勢として事業の拡大、企業価値の向上に取り組んでおります。そして、コーポレート・ガバナンスを充実させることは、公正かつ適切な経営を実現することに資するものであり、また、当社と株主の皆さま、視聴者の皆さま、従業員、取引先等当社を支えるステークホルダーとの間の信頼関係を構築し、社会から信用を得て、尊敬される会社となるために不可欠のものであります。

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと位置付けており、取締役会、監査役会をはじめとする各機関の適切な機能を確保し、経営監視体制を一層強化することによってコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

なお、当社は、金融商品取引所の規定する「コーポレートガバナンス・コード」を尊重し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権プラットフォーム利用、招集通知の英訳】

当社では、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や株主総会招集ご通知の英文での開示については、株主構成、費用等を考慮して、現時点においては、未実施です。当社の機関投資家や海外投資家の今後の推移等も踏まえ、実施の可否を引き続き検討します。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

当社では、株主総会招集通知等の英文での開示については、業務効率を考慮して未実施です。今後の機関投資家や海外投資家の比率の動向を踏まえ検討します。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性に関する基準を踏まえ、社外取締役の独立性に関する当社独自の方針を定め、独立社外取締役を選定しています。当社独自の方針は、本報告書2.1「独立役員関係」をご参照下さい。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

純投資目的以外の目的で上場株式を保有する際は、投資先企業との間で業務に係る協力関係等を維持・促進するものであるか、当社の事業とのシナジー効果が期待されるものであるか等当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであるかを慎重に精査した上で、保有することの合理性について判断しています。

また、政策保有株式に係る議決権行使につきましては、原則としてすべての政策保有株式につき議決権を行使することとしており、投資先企業の経営方針を尊重した上で、当該企業の状況や当社との関係への影響等を踏まえて議案の賛否を判断しています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が役員と取引を行う場合には、会社法の規定に基づき、取締役会での事前承認と事後の報告を行っています。

当社が主要株主等と取引を行う場合には、所定の決裁基準に基づき、重要なものについては、事前に取締役会または常勤役員会で承認を行い、適宜取締役会に報告しています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の企業理念や経営方針、中期経営計画は、以下の当社ウェブサイトをご参照下さい。

(企業理念: http://www.wowow.co.jp/co_info/csr/what/philosophy.html)

(経営方針: http://www.wowow.co.jp/co_info/ir/management/index.html)

(中期経営計画: http://www.wowow.co.jp/co_info/ir/management/plan.html)

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書1.1「基本的な考え方」をご参照下さい。

また、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針は以下のとおりです。

【株主の権利・平等性の確保】

当社は、株主の権利及び平等性の実質的な確保と適切な権利行使に資するため、法令に従い適切に対応するとともに、速やかな情報開示を適切に行っています。

【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出において、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるべきと認識しています。また、ステークホルダーとの協働を実践するため、当社の企業理念及び企業行動規範を定め、これらを社長をはじめとする経営陣が自らの言葉で

全社員へ直接説明を行う機会である「経営方針説明会」を半年に1回開催する等、経営陣が先頭に立って、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努めています。

〔適切な情報開示と透明性の確保〕

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るためにも、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しています。その認識を実践するため、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、当社ウェブサイトや任意で適時開示を行う等積極的な情報開示に努めています。

〔取締役会等の責務〕

当社は、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を分離し、効率的な経営・執行体制の確立を図るとともに、社外取締役5名(うち2名は独立社外取締役)を選任し、透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。社外取締役を選任することで、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築するとともに、監査役4名のうち3名に独立社外監査役を選任し、取締役の職務執行に対する独立性の高い監査体制を構築しています。加えて、取締役の評価について、社外取締役が監査役とも連携して中心的な役割を担うことで、取締役がその役割や責務を適切に果たされるよう環境を整備しています。

〔株主との対話〕

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主と建設的な対話を積極的に行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しています。そのため、IR担当取締役を中心とするIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家からの取材にも積極的に応じる等株主や投資家との建設的な対話の場を設けるよう努めています。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬については、総額の限度額を株主総会の決議により決定した上で、代表取締役が取締役会から委任を受けて、上記限度額の範囲内で個別の報酬額を決定します。個別の報酬額については、各取締役の役位、職責、会社の短期及び中長期的な業績、当該業績への貢献度等を総合的に勘案して決定しています。なお、報酬の決定に当たっては、各独立社外取締役に対して事前に説明し、意見・助言を頂いています。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社では、取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっては、取締役会で審議し、下記イ～ハを総合的に判断し、指名の手続を行っています。また、取締役及び監査役候補の指名に当たっては、独立社外取締役に事前に説明し、意見・助言を頂いています。なお、当社では、東京証券取引所が定める独立性に関する基準を踏まえ、当社独自の方針を定めて、独立社外取締役を選定しています。独立社外取締役に関する当社の方針は、本報告書2.1「独立役員関係」をご参照下さい。

イ 取締役候補の指名について

当社の企業理念に基づき、当社のみならず放送業界全体の更なる発展に貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、候補者の指名を行う。

ロ 監査役候補の指名について

当社の企業理念に基づき、取締役の職務執行を監査し、法令または定款違反を未然に防止するとともに、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、候補者の指名を行う。

ハ 社外役員候補の指名について

社外役員は東京証券取引所の定める独立性基準を満たすとともに、社外役員の独立性を担保する当社独自の判断方針を定め、経営、法務、財務及び会計、人事労務、放送業界等の分野で指導的役割を果たし豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や助言・指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、候補者の指名を行う。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社では、取締役候補者及び監査役候補者の個々の選任理由を定時株主総会招集ご通知にて開示しています。定時株主総会招集ご通知については、以下の当社ウェブサイトをご参照下さい。

(第32回定時株主総会招集ご通知：http://www.wowow.co.jp/co_info/ir/pdf/2101.pdf)

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(経営陣に対する委任の範囲)】

当社は、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を分離する方針のもと、取締役会と常勤役員会を設けています。取締役会は、会社経営の基本方針等の業務執行に関する重要事項を決定しており、具体的な付議基準として、取締役会規程により、当社の規模等を考慮した金額基準等を定めて、取締役会が決定する範囲を明確化しています。一方、取締役会規程により取締役会が決定すると定める事項以外の意思決定は、重要事項決裁規程及び業務決裁規程に定めた基準に従い、その重要性等に応じて、常勤役員会、代表取締役または局長等に委任しています。常勤役員会は、常勤取締役及び常勤監査役で構成され、迅速かつ効率的な意思決定及び業務執行を確保する観点から、会社経営の具体的な方針を策定し、経営の具体的な課題及び取締役会に付議される重要事項等について検討・協議するとともに、グループ会社等を含めた各部門における業務執行状況の共有化により各部門の業務執行を監督しています。

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社取締役会は、充実した審議と迅速な意思決定の推進を図りつつ、その構成の多様性を確保する観点から、取締役13名(社外取締役5名を含む。)という規模で構成しています。

また、具体的な構成としては、経営、経理、人事総務、マーケティング、営業、編成、制作、エンターテインメント、技術の各事業分野に精通した業務執行取締役と、放送業界または経営戦略等に精通した社外取締役で構成されており、取締役会の役割・責務を果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性のある構成としています。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の役員との兼任状況】

取締役及び監査役の他社役員との兼任状況は、有価証券報告書にて開示しています。

有価証券報告書については、以下の当社のウェブサイトをご参照下さい。

(第32期有価証券報告書：http://www.wowow.co.jp/co_info/index.php/4/4/0000/)

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

取締役会の実効性の分析・評価とその結果の開示については、取締役会の実効性向上のため、各取締役の自己評価の導入等分析・評価手法

の見直しを含め、取締役会の定期的な分析・評価を行い、その評価結果を取締役に報告しています。
 本年3月に実施した取締役会の実効性の評価については、取締役会の経営計画に対する執行の監督状況、構成・運営状況、リスク管理体制の監督状況の有効性について、全ての取締役及び監査役が質問票に回答し、分析の結果、取締役会の実効性に問題なく、経営に対する監督機能を発揮するための体制が確保されていると評価されました。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役トレーニング】

当社は、新任役員に対して、その就任時に、会社役員の役割・責務を適切に果たすために必要な知識を習得するための研修を実施しています。また、就任後は、取締役・監査役に対して、第三者機関、外部専門家等による研修会を実施し、その費用は会社負担としている他、社外役員に対しては、取締役会における審議の充実を図るため、事前説明、関連情報の提供等を行うとともに、放送センターの視察等業務の内容を理解する機会を適宜設けています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社における、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下のとおりです。

(1)株主との対話全般について統括を行う役員として、IRと経理を担当する部署であるIR経理局を管掌する取締役をIR担当取締役に選任しています。

(2)IRを担当する部署と経理を担当する部署をIR経理局として一つにすることで有機的な連携を行っている他、IRIに関連する他部署との情報共有を密にすることで他部署との連携強化を図っています。

(3)個別面談以外の対話の手段としては、株主や投資家、アナリストに対して、決算説明会を四半期に1回開催し、社長、IR担当取締役及び経営戦略担当取締役が直接説明するとともに、定時株主総会後に株主懇談会を実施しています。また、IR経理局は、投資家からの電話取材やスモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付けています。

(4)対話において把握した株主の意見等については、必要に応じて経営陣及び取締役会へフィードバックし、情報の共有を行っています。

(5)インサイダー情報管理については、社内規程にて「内部者取引管理規程」を定めており、対話に際しての情報管理も徹底して行っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	4,630,400	16.05
株式会社東京放送ホールディングス	4,195,400	14.54
日本テレビ放送網株式会社	2,616,400	9.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社電通口)	1,400,800	4.85
新井隆二	1,294,600	4.48
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	650,000	2.25
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	580,200	2.01
株式会社朝日新聞社	555,200	1.92
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	364,800	1.26
株式会社テレビ朝日ホールディングス	346,000	1.19

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明 更新

- ・上記大株主の状況は、2016年3月31日現在のものです。
- ・当社第10位の大株主は、株式会社テレビ朝日ホールディングス、株式会社テレビ東京、株式会社日本経済新聞社、株式会社毎日新聞社及び株式会社読売新聞東京本社の5社となります。5社すべて346,000株を所有しており、その割合は1.19%となります。
- ・当社は、自己株式1,853,130株を保有しています

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3月

業種 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
飯島一暢	他の会社の出身者					△		△	△			
丸山公夫	他の会社の出身者								○			
山本敏博	他の会社の出身者								○			
藤田徹也	他の会社の出身者							○	○			
菅野寛	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飯島一暢		・取締役の飯島一暢氏は、平成24年まで、当社の主要株主である(株)フジ・メディア・ホールディングスの業務執行者であり、平成27年度および平成28年度において、当社は、同社の子会社であり、放送事業を営む(株)フジテレビジョンおよび(株)ビーエスフジとの間に映像素材販売等や放送権購入等の取引関係があります。これらの取引における、当社の平成27年度の連結売上高に占める当社の同年度の売上高は2%未満であり、また、(株)	・飯島一暢氏は、放送会社の経営者としての豊富な経験・専門知識を活かし、当社の経営を強化するため、社外取締役に適任と判断しています。

		<p>フジ・メディア・ホールディングスの平成27年度の連結売上高に占める当社の同年度の仕入高は2%未満です。</p> <p>・同氏は、平成11年まで、当社の主要な取引先であるスカパーJSAT(株)の前身の一つであるジェイ・スカイ・ビー(株)の業務執行者でした。また、同氏は、(株)スカパーJSATホールディングスの取締役であり、平成27年度および平成28年度において、当社は、同社の子会社であり、放送事業を営むスカパーJSAT(株)との間に映像素材販売や衛星有料放送運用業務等の取引関係があります。これらの取引における、当社の平成27年度の連結売上高に占める当社の同年度の売上高は約2.3%であり、また、(株)スカパーJSATホールディングスの平成27年度の連結売上高に占める当社の同年度の仕入高は2%未満です。これらの取引は、一般の他の取引先と同様の条件によるものであり特記すべき取引関係になく、当社の経営に影響を与えるものではありません。</p>	
丸山公夫		<p>・取締役の丸山公夫氏は、日本テレビホールディングス(株)の業務執行者であり、平成27年度および平成28年度において、当社は、同社の子会社であり、放送事業を営む日本テレビ放送網(株)との間に映像素材販売や放送権購入等の取引関係があります。これらの取引における、当社の平成27年度の連結売上高に占める当社の同年度の売上高は2%未満であり、また、日本テレビホールディングス(株)の平成27年度の連結売上高に占める当社の同年度の仕入高は2%未満です。</p>	<p>・丸山公夫氏は、放送会社の経営者としての豊富な経験・専門知識を活かし、当社の経営を強化するため、社外取締役に適任と判断しています。</p>
山本敏博	○	<p>・取締役の山本敏博氏は、(株)電通の業務執行者であり、平成27年度および平成28年度において、当社は、同社およびその子会社との間に広告委託販売や広告出稿の取引関係があります。これらの取引における、当社の平成27年度の連結売上高に占める当社の同年度の売上高は2%未満であり、また、(株)電通の平成27年度の連結売上高に占める当社の同年度の仕入高は2%未満です。</p>	<p>・山本敏博氏は、広告会社の経営者としての豊富な経験・専門知識を活かし、当社の経営を強化するため、社外取締役に適任と判断しています。</p> <p>・同氏およびその出身会社と当社との間に重要性がある取引等はありません。したがって、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と判断しています。</p>
藤田徹也		<p>・取締役の藤田徹也氏は、当社の主要株主である(株)東京放送ホールディングスの業務執行者であり、平成27年度および平成28年度において、当社は、同社の子会社であり、放送事業を営む(株)TBSテレビおよび(株)BS-TBSとの間に映像素材販売や放送権購入等の取引関係があります。これらの取引における、当社の平成27年度の連結売上高に占める当社の同年度の売上高は2%未満であり、また、(株)東京放送ホールディングスの平成27年度の連結売上高に占める当社の同年度の仕入高は2%未満です。</p>	<p>・藤田徹也氏は、放送会社の経営者としての豊富な経験・専門知識を活かし、当社の経営を強化するため、社外取締役に適任と判断しています。</p>
菅野寛	○	—	<p>・菅野寛氏は、経営戦略等に関する研究活動によって培ってきた豊富な経験と専門知識を活かし、当社の経営を強化するため、社外取締役に適任と判断しています。</p> <p>・同氏およびその出身会社と当社との間に重要性がある取引等はありません。したがって、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と判断しています。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の社外取締役及び社外監査役は、定期的及び随時に、財務報告に係る内部統制、リスク管理及びコンプライアンス等の状況に関する報告を各担当取締役より受けております。社外監査役は、監査部より内部監査に係わる状況と監査結果について随時に報告を受け、常に連携を保っております。また、会計監査人より監査結果について定期的及び随時に報告を受け、常に連携を保っております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
草間高志	他の会社の出身者							△						
遠山友寛	弁護士										○			
梅田正行	他の会社の出身者										○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
草間高志	○	・監査役の草間高志氏は、平成12年まで、当社の主要な取引先である(株)みずほ銀行の前身の一つである(株)日本興業銀行の業務執行者でした。	・草間高志氏は、経営者としての経験・豊富な専門知識を、当社の監査機能の充実に活かしていただくため、社外監査役に適任と判断しています。 ・同氏は、当社の主要な取引先である(株)みずほ銀行の前身の一つである(株)日本興業銀行において、平成12年まで業務を執行しておりましたが、出身会社を退職してから相当な期間が経過し、出身会社の意向に影響される立場にないと判断しています。したがって、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と判断しています。
遠山友寛	○		

		<p>・監査役の遠山友寛氏は、TMI総合法律事務所のパートナー弁護士であり、平成27年度および平成28年度において、当社は、同法律事務所の他の弁護士との間に法律業務を委託する等の取引関係があります。これらの取引における、同法律事務所の平成27年度の年間取引高に占める当社の同年度の仕入高は2%未満です。</p>	<p>・遠山友寛氏は、弁護士としての経験・豊富な専門知識を、当社の監査機能の充実に活かしていただくため、社外監査役に適任と判断しています。</p> <p>・同氏およびその出身法律事務所と当社との間に重要性がある取引等はありません。したがって、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と判断しています。</p>
梅田正行	○	<p>・監査役の梅田正行氏は、(株)朝日新聞社の業務執行者であり、平成27年度および平成28年度において、当社は、同社および同社の子会社との間に映画事業収入の分配等の取引関係があります。これらの取引における、(株)朝日新聞社の平成27年度の連結売上高に占める当社の同年度の仕入高は2%未満です。</p>	<p>・梅田正行氏は、経営者としての経験・豊富な専門知識を、当社の監査機能の充実に活かしていただくため、社外監査役に適任と判断しています。</p> <p>・同氏およびその出身会社と当社との間に重要性がある取引等はありません。したがって、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と判断しています。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

■ 社外役員の独立性に関する基本方針

(1) 当社は、社外役員の独立性に関して、原則として東京証券取引所が定める独立性に関する基準を参考にして判断することとする。

(2) 東京証券取引所が定める独立性に関する基準を参考にする場合、下記イ及びロの基準における「主要な取引先」に該当する場合に関する当社の考え方は、原則として以下のとおりとする。

イ 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者等

直近の事業年度における当社の支払額／取引先の年間連結総売上高が2%を超える取引先等

ロ 当社の主要な取引先またはその業務執行者等

直近の事業年度における当社の収入額／当社の年間連結総売上高が2%を超える取引先等、または、メインバンク等、当社の借入額が相対的に大きく他の金融機関では代替できない金融機関

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現行の役員報酬は、職務執行の対価としてその報酬枠の上限について株主総会の承認を得ており、現時点では、この枠内での金銭報酬としているものです。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬限度額は、平成27年6月23日開催の第31回定時株主総会において年額490百万円以内(但し、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。

監査役の報酬限度額は、平成27年6月23日開催の第31回定時株主総会において年額69百万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度額は、株主総会の決議により決定されます。

取締役及び監査役の報酬等の額は、その業績向上意欲を保持し、社内外から優秀な人材を確保することが可能であり、且つ、同業他社の水準、当社の経営内容及び当社の従業員給与とのバランスを勘案した水準とします。各取締役の報酬額は、各取締役の役位、職責、会社の業績、当該業績への貢献度などを総合的に勘案して決定することとしており、代表取締役が取締役会から委任を受けて具体的な金額を決定します。また、各監査役の報酬額は、会社の業績に影響を受けない定額報酬としており、監査役の協議により決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会での充実した議論に供するため、社外取締役と非常勤の社外監査役に対して、事前にと取締役会議題提案の目的、内容について常勤取締役及び常勤監査役から説明が行われております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会及び監査役会のそれぞれに、経営全般に関する知見及び経験を有し、かつ当社グループの業務に精通する社外役員を招聘し、その経営全般に関する知見及び経験に基づき客観的・中立的な観点から当社の経営に資する意見及び助言をいただくことにより、取締役の職務執行の妥当性の監督を含む経営監視体制の強化を図っております。

当社の取締役会は、任期を1年とする取締役13名(うち社外取締役5名)で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、会社経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決定するほか、取締役の職務執行を監督しております。また、当社は、迅速かつ効率的な意思決定及び業務執行を確保する観点から、常勤の取締役8名で構成する常勤役員会を設置しております。常勤役員会は、原則として毎月3回開催し、会社経営の具体的な方針を策定し、経営の具体的な課題及び取締役会に付議される重要事項等について検討・協議するとともに、グループ会社等を含めた各部門における業務執行状況の共有化により各部門の業務執行を監督しております。当社の監査役会は、監査役4名(うち常勤監査役1名、社外監査役3名)で構成されております。監査役会は、原則として毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査計画を立案するほか、監査のために必要な事項について報告及び討議をしております。各監査役は、監査役会が立案した監査計画に従い、取締役の職務執行の監査をしております。

当社は、新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任し、会計監査を受けております。また、社長直轄の独立した組織である監査部(4名)を設置し、当社及び子会社の内部監査を実施しております。監査役、会計監査人及び監査部は、常に連携を保ち、必要な情報交換等を行っております。

さらに、当社は、当社グループのリスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備を徹底するために、社長を委員長とし、常勤役員会メンバー及びグループ会社社長を委員とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、全社的なリスク管理及びコンプライアンスに関する方針、方向性、実施計画、是正措置等の検討、協議及び承認を行っております。

当社は、以上のような企業統治の体制の下、全ての役員が株主・投資家等から信頼を得られるよう、継続的な企業価値の向上、経営の透明性の確保及び迅速な情報開示に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、株主総会において選任された取締役が、会社経営の重要事項に関する意思決定に関与するとともに、自ら監督機能を担うことが経営責任の明確化及び業務の適正化を図る観点から望ましく、また、経営に関与しない監査役が中立の立場から取締役の職務執行を監査することが経営の健全性を確保する観点から望ましいと考え、委員会設置会社ではなく、監査役会設置会社を採用しております。

その上で、当社は、迅速かつ効率的な意思決定及び業務執行を確保する観点から、常勤役員会を設置する一方、取締役の職務執行の妥当性の監督を含む経営監視体制の強化を図る観点から、当社グループの業務に精通する社外取締役を、取締役13名中5名選任しております。また、監査の実効性の確保を図る観点から、社外監査役を3名選任するとともに、監査役が常に会計監査人及び監査部と相互に連携を保つようにしております。さらに、当社グループのリスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備を徹底するという観点から、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	上場以来、集中日を回避して開催しております。
その他	当社ウェブサイトにて招集通知を掲載しております。また、株主総会後に続けて株主との懇談会を設け、忌憚のないご意見を頂いております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算及び年度決算発表時に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料、株主・投資家向け決算報告等各種資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR経理局IR経理部に兼任者3名を配置しております。	
その他	年2回、株主・投資家向け決算報告(小冊子)を作成し、一部の証券会社での店頭配布を通じて事業説明を行うとともに、株主優待関連情報やWOWOW用語解説等の当社ウェブサイトへの掲載等、個人投資家を意識したIR活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、お客様の声を原動力に、「エンターテインメントにできること」を常に追求・実践し、人々に「見るほどに、新しい出会い。」を提供し続けていくことで、人々の幸福と豊かな文化の創造に貢献します。全社員が環境を大切にする意識を持ち、日々の業務を通じて地球環境にやさしい放送局を目指しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

[当社取締役会における決議の内容の概要]

当社は、企業価値向上のためにコーポレート・ガバナンスを強化するべく、当社グループの業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」といいます)の整備を進めてまいります。当社の内部統制システムは、以下の第1項から第12項のとおりですが、当社は内部統制システムをより確かなものにするために、規程・体制については必要に応じ随時、制定・改訂・整備してまいります。

1. 「当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

作成すべき文書及び電磁的媒体(あわせて以下「文書等」といいます)の保存(保存場所、保存方法、保存期間等)、管理(管理責任者の指定等)及び廃棄(廃棄方法等)については、法令等に従い、また文書等の重要性に即して「文書管理規程」を制定し、同規程に基づき、当社の取締役の職務の執行に係る文書等を適切に保存及び管理します。その保存及び管理に当たっては、当社の取締役又は監査役から文書等の閲覧の請求があった場合に、遅滞なく閲覧できる体制を整備します。また、「情報セキュリティ基本方針」を制定し、経営情報などの情報資産の適正な管理に取り組みます。

2. 「当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

(1)「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し、同規程に基づき、当社グループのリスク管理に関する方針、方向性、実施計画、是正措置等を検討、協議及び承認する組織として、当社の社長を委員長とし、当社の常勤役員会メンバー及び子会社の社長を委員とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置します。また、当社の局長がリスク管理推進責任者として、各部署のリスク管理の取り組みを行う体制を整備します。

(2)「大災害対策マニュアル」を制定し、同マニュアルに基づき、大規模災害時には当社の社長を本部長とする総合対策本部を設置し、放送機能等を維持できるよう対応します。また、同本部には当社の顧客管理及び窓口業務を担当する子会社である株式会社WOWOWコミュニケーションズの社長がメンバーに含まれます。

(3)「個人情報保護方針」を制定するとともに、個人情報の保護に関する諸規程を整備し、これらの諸規程に従って個人情報を適正に取り扱います。個人情報の保護を推進するために、当社及び株式会社WOWOWコミュニケーションズは、プライバシーマークを取得・維持します。

3. 「当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

(1)当社の取締役会は、原則として毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、当社グループの経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決定し、当社の取締役の職務執行を監督するとともに、当社の取締役から月次の業績等職務執行の状況の報告を受けるものとします。また、当社の常勤役員会は、原則として月3回開催し、当社グループの経営の具体的な方針の策定、当社の執行部門の監督、及び当社グループにおける重要な事項を決裁します。

(2)当社の取締役会は、当社グループの取締役及び使用人が共有する当社グループ全体の目標として中期経営計画を策定するとともに、当社の単年度ごとの事業計画を定めます。また、これらの目標の達成に向けて、当社グループの各部門が効率的に業務を遂行できる体制を整備します。

(3)当社グループは、ITの積極的な活用により、上記目標の達成に係る進捗状況を適時に把握し、当社の取締役会が定期的にその進捗状況をレビューすることで当該目標の達成の確度を高め、当社グループ全体の業務の効率化を図ります。

4. 「当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

(1)当社グループは、企業理念・経営基本方針・行動指針からなる「経営理念」及び「WOWOW企業行動規範」を定め、これらを企業活動の前提とすることを当社グループの役職員に徹底します。

(2)コンプライアンス(法令及び定款の遵守を含む)に関しては、「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し、同規程に基づき、当社グループのコンプライアンスに関する方針、方向性、実施計画、是正措置等を検討、協議及び承認する組織として、当社の社長を委員長とし、当社の常勤役員会メンバー及び子会社の社長を委員とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置します。また、当社の局長がコンプライアンス推進責任者として、当社の各部署のコンプライアンスの取り組みを行う体制を整備します。さらに、当社は、コンプライアンスに関するマニュアル等を整備し、当社グループの役職員に周知するとともに、コンプライアンスに関する教育・研修等を実施し、コンプライアンスの徹底を図ります。

(3)当社グループの役職員の法令違反、不正行為等を未然に防止し、また、早期に発見して是正するために、「内部通報規程」を制定します。同規程に基づき、コンプライアンス相談窓口を設置し、当社グループ全体を対象とした社内通報制度を整備します。

(4)財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法その他関係法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び評価に取り組みます。当社及び評価の対象となる子会社の社内体制の整備並びに業務の文書化・評価・改善に当たっては、関係各部門が、効率的且つ効果的に取り組むものとします。また、取り組みの進捗状況は当社の常勤役員会等において報告するとともに、重要事項は当社の取締役会の決議事項又は報告事項とし、財務報告に係る内部統制を適切に整備します。

(5)「内部監査規程」を制定し、同規程に基づき、当社の社長直轄の独立した組織である監査部が、当社の社長の指揮命令により当社及び子会社の内部監査を実施します。当社の監査部は、当該監査結果を当社の社長に報告するとともに、改善が必要と認められた事項については被監査部門の部門長にその対策を立てるように勧告します。被監査部門の部門長は、その計画を立て実施するとともに、当社の社長及び当社の監査部に報告します。

(6)「WOWOW企業行動規範」を制定し、同企業行動規範に基づき、「反社会的勢力排除ポリシー」を制定し、社内外に当社グループの反社会的勢力排除の確固たる姿勢を明確にします。また、同ポリシーに基づき、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、当社グループの役職員は、違法行為又は反社会的行為に関与しないように、反社会的勢力に対して、外部の専門家及び専門機関と緊密な連携の下、会社として組織的に毅然として対応し、一切関係を持たないようにします。

5. 「その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制」

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」を制定し、同規程に基づき、当社の各子会社を主管する担当部署の統括の下に、子会社の業務の適正を確保するための体制を整備します。「関係会社管理規程」においては、当社及び子会社間の経営理念・経営方針の共有、子会社の自主性の尊重、子会社の育成強化、当社による承認又は当社への報告を要すべき重要事項、当社の監査部による子会社の監査等を定めます。また、当社の取締役又は使用人を各子会社の取締役又は監査役として選任し、子会社における業務及び財産の状況を把握し、必要に応じて改善等を指導します。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理・コンプライアンス規程」を子会社にも適用し、子会社のリスク管理体制の整備を徹底します。リスク管理・コンプライアンス委員会には子会社の社長がメンバーに加わり、子会社のリスク分析・評価等に関する報告を行います。また、子会社の災害対策マニュアル、並びに子会社の個人情報保護方針を必要に応じて整備します。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の社長を含む関係する当社の取締役及び担当部署は、子会社の経営責任者との間で定期的に、事業計画の進捗管理、経営課題等について協議し、相互に経営課題等の共有を図ります。

二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス(法令及び定款の遵守を含む)に関しては、「リスク管理・コンプライアンス規程」を子会社にも適用し、同規程に基づき、各子会社の社長がコンプライアンス推進責任者として、それぞれの子会社の各部署のコンプライアンスの取り組みを行う体制を整備します。リスク管理・コンプライアンス委員会には子会社の社長がメンバーに加わり、子会社のコンプライアンスに関する報告を行います。当社は、当社グループの役員が当社又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができるコンプライアンス相談窓口を整備し、周知徹底を図ります。

6. 「当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」
当社の監査役の職務を補助する使用人を任命します。

7. 「当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項」
当社の監査役の職務を補助する使用人の当社の取締役からの独立性を確保するために、その使用人の人事異動・人事評価については、事前に当社の監査役と協議し、その意見を尊重するものとします。

8. 「当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」
当社は、当社の監査役の職務を補助する使用人をして当社の監査役の指揮命令に従わせるものとし、その使用人に対する指揮命令権は当社の監査役に帰属するものとします。

9. 「当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制」

イ. 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
当社の常勤監査役は、常勤役員会及び局長会等の当社の業務執行に係る重要な会議に出席し、報告を受けるとともに討議に参加し、監査のために必要な情報を取得します。また、当社グループの取締役及び使用人は、決算に係わる事項、予算・中期計画に係わる事項、内部統制システムに係わる重要な事項等について適時に当社の監査役に報告するものとします。

ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
当社の子会社の役員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行います。また、当社グループの役員を適用範囲とする「内部通報規程」を制定し、当社グループの役員からの相談・通報を受ける当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループに著しい損害を与える情報を確認した際には、当社の監査役に当該状況を報告をします。さらに、当該担当部署は、同規程に基づき、当社グループの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告をします。

10. 「当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」
当社は、当社の監査役への報告を行った当社グループの役員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員に周知徹底します。また、当社は、コンプライアンス相談窓口に通報した当社グループの役員に対しても、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員に周知徹底します。当社は、「内部通報規程」においてこれらの旨を規定します。

11. 「当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」
当社は、当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。また、その費用等を支弁するための一定額の予算を毎年設けます。

12. 「その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制」
(1) 当社の社長及び当社の監査役が定期的に協議する場を設けます。
(2) 当社の社長及び当社の常勤監査役は、相互の意思疎通のために前号の協議とは別に原則として月1回協議をし、その結果は当社の監査役会に報告されます。また、常勤監査役は、監査法人と定期的かつ随時に協議を行うこととします。
(3) 当社の監査部は監査計画を当社の監査役会に提示し、監査結果を適時に当社の監査役会に報告します。
(4) 当社の監査役会は必要に応じて外部の専門家から監査に関して助言を受けることができるものとします。また、当社は、当社グループの監査役が、監査役として期待される役割・責務を適切に果たすべく、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽の機会に係る費用の支援を行います。
(5) 当社の監査役が当社の業務の執行状況及び財務情報に係る重要書類を適時に閲覧できるようにします。

〔運用状況の概要〕

当事業年度の、業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりです。

1. 当社の内部統制システムは上記決議の内容に基づき適切に構築、運用されています。
2. 当社の社長が委員長を務めるリスク管理・コンプライアンス委員会を、半期毎に開催しています。リスクの課題について、当社グループのリスク分析・評価を実施し、未然防止に努めています。コンプライアンスの課題は、マニュアル等の整備、当社グループ役員への周知・社内研修の実施・報告体制の整備を通じ、管理・対応しています。また、危機管理の一環として、BCP訓練を実施しました。個人情報の保護を推進するため、当社及び子会社の(株)WOWOWコミュニケーションズは、プライバシーマークを維持しています。
3. 当社は取締役会を毎月開催し、当社のグループ経営の具体的な重要事項を決裁する常勤役員会を41回開催しました。当社は中期経営計画を策定しており、当社の単年度ごとの事業計画を定めて、目標達成に向け当社グループの各部門が効率的に業務を遂行しています。当社の取締役会で毎月、営業実績、財務状況その他の重要事項が報告されています。また、グループ会社報告会を毎月開催しており、グループの課題等を共有化しています。
4. 当社の監査役職務を補助する使用人を1名任命しています。
5. 当社の常勤監査役は、当社の常勤役員会等の重要な会議に出席しており、監査のために必要な情報を取得しています。
6. 当社グループの内部通報の状況について、毎月、当社グループの内部通報制度の担当部署から当社監査役に対して報告するとともに、通報

者が不利な取扱いを受けない体制を確保しています。

7. 当社の代表取締役及び当社の監査役は、半期毎に情報を共有するとともに協議を実施しています。当社の代表取締役及び当社の常勤監査役は、相互の意思疎通のための協議を毎月実施し、その結果は当社の監査役会に報告されております。また、常勤監査役は、監査法人と8回協議を行いました。当社の監査部は監査計画を当社の監査役会に提示し、監査結果を適時に当社の監査役会に報告しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

〈反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方〉

当社は、「WOWOW企業行動規範」に基づき「反社会的勢力排除ポリシー」を制定し、次の方針により、いかなる場合も反社会的勢力を排除します。

(1)組織全体として対応する。(2)外部の専門家機関と緊密な連携をする。(3)反社会勢力から役職員・関係者の安全を確保する。(4)取引関係を含めた一切の関係を拒否し、不当要求を拒絶する。(5)民事・刑事両面から法的対応をする。(6)反社会的勢力事案を隠ぺいするための裏取引を排除する。(7)反社会的勢力への資金提供は絶対に行わない。(8)反社会的勢力からの要求の受け入れは法令違反であることを自覚する。(9)反社会的勢力を利用しない。(10)反社会的勢力の活動を助長・援助するような行為は行わない。

〈反社会的勢力排除に向けた整備状況〉

当社は、反社会的勢力を排除するため、「WOWOW企業行動規範」に基づき「反社会的勢力排除ポリシー」、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定しています。

反社会的勢力への対応は、総務部が対応窓口となり対応責任者は総務部長としています。

役職員は、反社会的勢力事案が生ずるおそれのあるとき、又は生じたことを認めるときは直ちに所属長及び総務部長に報告することとしています。

反社会的勢力事案への対応は、リスク管理・コンプライアンス委員会で取扱うリスクとし、必要に応じリスク管理・コンプライアンス委員会を招集し、対応方法の検討・決定を行うこととしています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益(あわせて以下「企業価値・株主共同利益」といいます。)を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを真摯に目指す者である必要があると考えております。

当社は、平成3(1991)年4月に日本初の民間有料衛星放送局として営業放送を開始して以来、放送衛星による有料放送事業を中核に据え、有限希少な電波を預かる放送事業者としての公共的使命を尊重し、「衛星放送を通じ人々の幸福と豊かな文化の創造に貢献する」との企業理念の下、有料放送事業及び映像コンテンツ業界において、その存在感を増して地位を揺るぎないものとするを戦略の柱に据え、上質なコンテンツ及び各種サービスを視聴者の皆さまに提供することによって顧客満足度を高めるとともに、株主の皆さま、視聴者の皆さま、従業員、取引先等当社を支えるステークホルダーとの間に強固な信頼関係を築くことに努めてまいりました。当社の企業価値の源泉は、顧客満足度の向上に資する上質なコンテンツ及び各種サービスを提供するために永年蓄積してきた、番組制作・編成ノウハウ、営業ノウハウ、顧客管理知識等、並びに、ステークホルダーとの強固な信頼関係にあるものと考えております。

したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、かかる当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことにより、企業価値・株主共同利益の確保・向上を真摯に目指す者でなければならないと考えます。昨今のわが国の資本市場においては、株主の皆さま及び投資家の皆さまに対する必要十分な情報や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象会社の取締役会が意見表明を行い、代替案を提案する等のための情報や時間を提供せず、突如として、株券等の大規模買付行為を強行する等といった事例が少なからず存在します。このような大規模買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等企業価値・株主共同利益を毀損する買付行為等もあり得るものと考えられます。

かかる企業価値・株主共同利益を毀損するおそれがある大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社は、平成24(2012)年5月15日開催の取締役会において、企業価値・株主共同利益を確保し、向上させることを目的として、当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)(以下「原プラン」といいます。)の導入を決定し、同年6月21日開催の当社第28回定時株主総会において、出席株主の皆さまのご賛同を得て承認可決いただきました。当社は、その後も引き続き、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、企業価値・株主共同利益をより一層確保し、向上させるための取り組みとして、原プランの内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果、当社は、平成27(2015)年5月15日開催の当社取締役会において、同年6月23日開催の当社第31回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において当社定款に基づき出席株主の皆さまの議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本定時株主総会の終結時に有効期間が満了する原プランに替えて、下記当社ウェブサイトに記載する「当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を導入することを決定し、本定時株主総会において、出席株主の皆さまの議決権の過半数のご賛同を得て承認可決いただきました。

本プランは、企業価値・株主共同利益を確保・向上させることを目的として、大規模買付行為の提案を検討するために必要十分な情報と相当な時間を確保し、最終判断を行う当社株主の皆さまが、大規模買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断が行えるようにし、もって企業価値・株主共同利益を損なうおそれのある大規模買付行為を行う者により当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして導入されたものです。

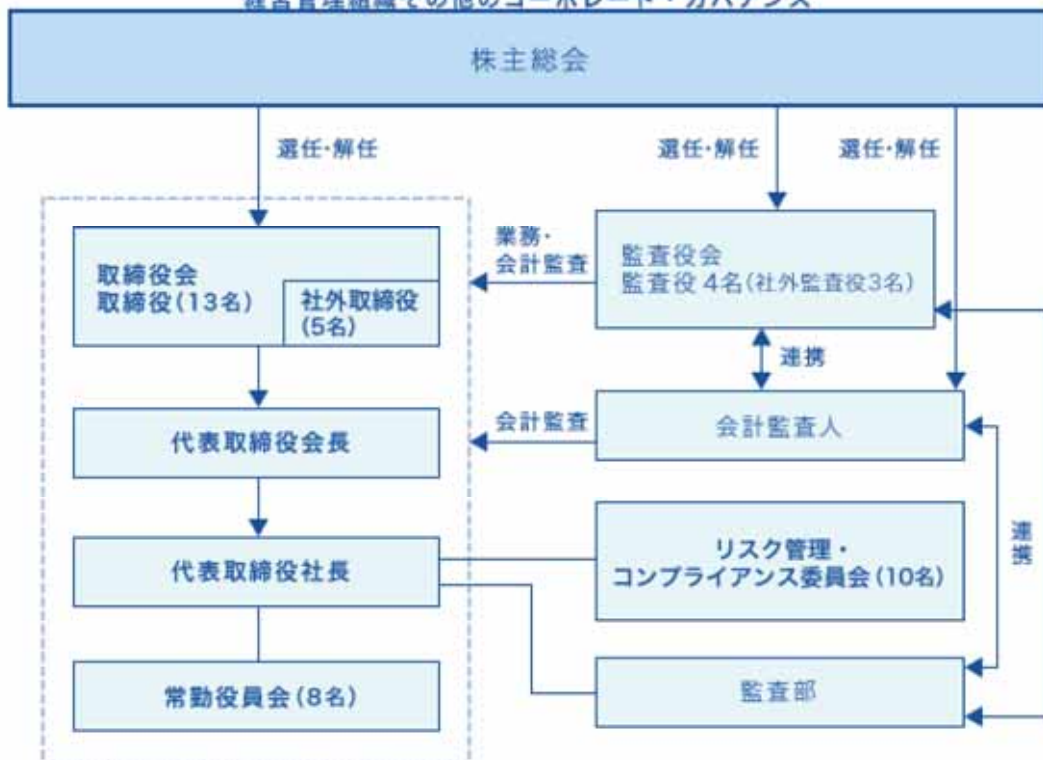
本プランの詳細については、当社ウェブサイト(http://www.wowow.co.jp/co_info/ir)「IRニュース」内の「『当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)』の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制の概要＞

当社は、取締役又は取締役に準ずる役職の者から情報管理責任者を選定する旨を定め、重要情報を情報管理責任者に集約する体制を採っております。情報管理責任者は、金融商品取引所への対応、内部情報の適時開示の管理責任者として取締役会から任命されます。

情報の管理に関しては、伝達、保管、管理、必要な場合第三者との秘密保持につき、社内規程に定めており、情報管理の徹底を図っております。重要事項の情報開示に関しては、重要事項の決議機関による決定後、重要事実の発生については代表取締役社長がその開示を決定した後、決算に関する情報については取締役会による開示の決定後、情報管理責任者の指示により遅滞なく、情報管理の主管部署であるIR経理局が適時開示を行っております。詳細につきましては、添付の「適時開示体制の概要」をご参照下さい。



適時開示体制の概要

【発生事実・決定事実】

【決算短信、配当・業績予想】

